**運送契約書**

綾川町　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結した。

１　使用目的　　　　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

又は車両番号

３　台数　　　　　１台

４　使用期間　　　　　令和年　月日から令和年月日まで（　日間）

５　契約金額　　　　　**￥　　　　　　　　 円**（内訳：１日円×日間）

(消費税を含む。）

６　使用上の義務等

発注者は、法令に従い、本件車両の運行義務及び受注者の定める定款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、綾川町に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、綾川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し不足額を支払うものとする。ただし、発注者が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は綾川町には請求できない。

８　この契約に定めるもののほか必要な事項は、発注者・受注者協議して定めるものとする。

令和年月日

発注者　　　綾川町　　　　　　　　　　選挙候補者

住所

氏名

受注者　　　住所

氏名又は名称

代表者

（電話）